

〈平成25年度補正〉
**住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(HEMS機器導入支援事業)**

申請の手引き【完了報告】

平成26年6月
Ver.1.1

本書は、平成25年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)(以下、「本事業」という。)の完了報告に必要な書類及び書類の提出について説明しています。

※申請にあたっては、補助要件などの制度詳細について『平成25年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)応募要領』(以下、「応募要領」という。)や『申請の手引き【事業の流れ】』をよくご確認ください。

◆ 完了報告書類一覧(もくじ)

完了報告を行うには、以下の書類の提出が必要です。

各書類の記入方法や解説はそれぞれのページをご確認ください。

(交付申請に必要な書類は、「申請の手引き【交付申請】」をご参照ください。)

申請者(申請代行者)において作成しなければならない書類

様式1(完了): 補助事業完了報告書 兼 取得財産等明細表

P.3

様式2(完了): 補助事業の完了報告に関する同意書

P.5

様式3(完了): 補助金振込口座登録用紙

P.7

販売・設置事業者から入手しなければならない書類

様式4(完了): 販売・設置完了証明書

P.11

その他、申請にあたり添付しなければならない書類

様式5: 住民票

P.15

様式6: HEMS機器出荷証明書

P.16

様式7: HEMS機器購入証明書

P.17

様式8: HEMS機器設置完了 兼 使用確認用写真

P.19

様式9: 通帳・口座証明書

P.20

**申請者(申請代行者)において
作成しなければならない書類**

様式1(完了): 補助事業完了報告書 兼 取得財産等明細表

- 【入手方法】 ◆ SIIのホームページよりフォーマットをダウンロードしてください。
- 【注意事項】 ◆ **原本を提出**してください。コピーでは申請できません。
(日本工業規格A4の用紙に縦位置で出力したものを使用してください。)
- ◆ SIIが定めるフォーマット以外では申請できません。

完了報告用 HEMS 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿		SII 使用欄 管理番号 事務局使用欄のため、 記入しないでください。	様式1 (完了)
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業) 補助事業完了報告書 兼 取得財産等明細表 (太枠内は必須項目です)			
平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)」交付規程第5条及び第16条に基づき、以下のとおり補助事業の完了報告と、あわせて補助申請金額を以下の通り請求し、本補助事業完了報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。		記入日 1 平成 26 年 5 月 26 日	1 / 9
交付決定番号 2 9 9 9 9 9 9 1 1 ※交付決定通知書に記載されている交付決定番号をご記入ください。			
●申請者情報			
申請者氏名 3	フリガナ シンセイ タロウ 氏 名 申請 太郎	携帯番号 (XXX) XXXX - XXXX 電話番号 (XX) XXXX - XXXX	H E M S
HEMS機器設置場所住所 4	HEMS機器設置場所住所について該当するものにチェックしてください <input type="checkbox"/> 新築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築・戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築・集合住宅 <input type="checkbox"/> 既築・集合住宅		
HEMS機器設置場所住所 5	フリガナ トウキョウト チュウオウク キンサ 〒 100 - XXXX 東京 都道府県 中央 市区町村 銀座11-22-33 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		
申請者住所(書類送付先住所) 6	HEMS機器設置場所住所にて書類が受け取れない場合は下記にご記入ください(申請代行者への書類送付は行いません) フリガナ 〒 - 都道府県 市区町村 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		
●申請代行者情報			
申請の代行を第三者に依頼した場合のみご記入ください(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなくご記入ください)			
事業者名 7	フリガナ 支店名 部署名	フリガナ 支店名 部署名	
担当者氏名 8	フリガナ 担当者連絡先 () -		
●販売・設置事業者情報 【様式4 HEMS機器 販売・設置完了証明書】を参照してご記入ください			
販売・設置事業者情報	事業者 9 フリガナ カブシキガイシャカンキョウキョウソウヘムス 株式会社 環境共創ヘムス	支店 部署名 10 フリガナ トウキョウシヤン 東京支店	
●設置機器情報 【様式6 HEMS機器 出荷証明書】を参照してご記入ください			
製品メーカー名 11	株式会社 環境共創ヘムス		
HEMS機器型番	HEMS-25 ※SIIのホームページに掲載されている型番をご記入ください。		
●申請金額 補助対象費用は【様式7 HEMS機器購入証明書】を参照してご記入ください			
補助対象費用【(税抜)】 12	1 1 5 0 0 0 円 (税抜)		HEMS機器(本体機器及び計測装置)の購入金額(税抜)をご記入ください。 【様式7 HEMS機器購入証明書】の機器購入金額が税込表記の場合は、下記計算式を使って税込金額を算出し、補助対象費用【A】としてください。 【式】 税込の購入金額 ÷ 1.08 = 補助対象費用【A】(小数点以下切り捨て)
補助率【B】	1 / 3		百円単位以下を切り捨てた金額をご記入ください。 上限金額(7万円)を超える金額になる場合は、7万円をご記入ください。 下限金額(1万円)を下回る金額になる場合は、申請を受け付けることができません。 なお、交付決定通知書に記載の補助申請予定額を上回って申請することはできませんので、ご注意ください。
補助申請金額【A×B】 13	3 8 , 0 0 0 円		
<完了報告の締切は平成26年12月20日(土)(必着)です> 申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。			
※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。 (備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。 ※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しよとするとする方に交付するものです。			

【記入する上での注意】

- 適宜、他の申請書類を参照し、間違いや虚偽の無いようにもれなく記入してください。
- 必ず黒のボールペン(消せないもの)で記入してください。
- オレンジ色の実線部分は必須項目です。点線部分は該当する場合のみ記入してください。

① この申請書を作成した日を記入

② 交付決定番号を記入

- 交付決定番号は、交付決定後に送付される交付決定通知書に記載されています。

【申請者情報】

③ 申請者の氏名及び電話番号を記入

- 交付決定通知書に記載されている申請者と同一であることを確認してください。
- 電話番号は、携帯電話／固定電話のいずれかの記入で構いません。

④ SIIが定める補助対象基準を満たしていることが認められ、予め指定されたHEMS機器(以下、「補助対象機器」という。)を設置した住宅の種別について、該当するものにチェック

⑤ 補助対象機器を設置した住宅の住所を記入

- 「様式5:住民票」(⇒P.15)の住所と同一であることを確認してください。
- 省略せずに記入してください。共同住宅の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。

⑥ ≪⑤の住所と異なる場合のみ記入≫申請者の住所を記入

- 省略せずに記入してください。共同住宅の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。
- 通知物の送付先となります。
- 申請者以外の住所は記入しないでください。

【申請代行者情報】※申請代行を利用しない場合は記入不要です。

⑦ 申請代行者が所属する事業者名及び支店名・部署名を記入

- 申請代行者が個人の場合は、記入不要です。
- 支店名・部署名がない場合は、[支店名 部署名]欄は記入不要です。

⑧ 申請代行者の氏名及び連絡先となる電話番号を記入

- 電話番号は、携帯電話／固定電話のどちらでも構いません。

【販売・設置事業者情報】「様式4(完了):販売・設置完了証明書」(⇒P.11)を参照し、記入してください。

⑨ 補助対象機器を販売・設置した事業者名を記入

⑩ 補助対象機器を販売・設置した事業者の名称及び支店名・部署名を記入

【設置機器情報】

⑪ 設置した補助対象機器のメーカー名及び機器型番を記入

- 「様式6:HEMS機器出荷証明書」(⇒P.16)を参照し、記入してください。

【申請金額】

⑫ 補助対象機器(本体機器及び計測装置)の購入金額(税抜)を記入

- 「様式7:HEMS機器購入証明書」(⇒P.17)を参照し、記入してください。
- ※ 「様式7:HEMS機器購入証明書」の機器購入金額が税込表示の場合は、下記計算式を使って税抜金額を算出し、補助対象費用としてください。

$$\ll \text{計算式} \gg \quad (\text{税込の購入金額}) \div 1.08 = \text{補助対象費用} \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

⑬ ⑫の金額に補助率1/3を乗じて算出された補助申請金額を記入

- ※ 100円単位以下を切り捨てた金額を記入してください。
- ※ 上限金額(70,000円)を超える場合は、「70,000円」と記入してください。ただし、交付決定通知書に記載された補助申請予定額を上回ることはできません。
- ※ 算出した結果、下限金額(10,000円)を下回る場合は、申請できません。

様式2(完了): 補助事業の完了報告に関する同意書

- ◆ SIIのホームページよりフォーマットをダウンロードしてください。
- ◆ **原本を提出**してください。コピーでは申請できません。
(日本工業規格A4の用紙に縦位置で出力したものを使用してください。)
- ◆ SIIが定めるフォーマット以外では申請できません。

完了報告用 HEMS	事務局使用欄	備考 備考
一般社団法人 環境共創イニシアチブ		
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)		
補助事業の完了報告に関する同意書		
<p>住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(以下「補助金」)は、環境共創イニシアチブ(以下「事務局」)が所管する事業であり、下記の同意事項を認め、同意の上、署名・捺印した完了報告書(以下「完了報告書」)を事務局へ提出し、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>1. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>2. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>3. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>4. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>5. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>6. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>7. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>8. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>9. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>10. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>11. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>12. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>13. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>14. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p> <p>15. 完了報告書は、事務局が所管する補助金の申請書の審査を行うこととする。</p>		
14	申請 本部	15

【同意書に同意する上での注意】

- 補助事業の完了報告に関する同意書です。内容をよく読み、記載の同意事項に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で、申請者及び申請代行者が署名・捺印してください。
- 署名・捺印することで同意事項の内容に同意したものとみなします。

14 申請者の氏名を申請者本人が自署し、捺印

- 捺印は、実印でなくても構いません。
- ※ 氏名は必ず自署してください。ゴム印などでは申請できません。

15 <申請代行を利用する場合> 申請代行者の担当者氏名を申請代行担当者本人が自署し、捺印

- 署名・捺印することで申請者の依頼を受け、同意事項の内容に同意した上で申請代行を行っているものとみなします。
- 事業者名の記入は不要です。
- 印は、担当者個人のを捺してください。また、実印でなくても構いません。
- ※ 氏名は必ず自署してください。ゴム印などでは申請できません。

【同意事項 全文】

1. 完了報告

申請者は、本補助金の交付規程、応募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に必要な申請書類をご提出ください。

申請者は、補助対象機器の設置に係る下記すべてのことが完了していることを確認してから完了報告を行ってください。

- ①補助事業完了報告書に記載された住所に補助対象機器が適切に設置されていること。
- ②住宅全体の電力使用量が計測されていることをモニター等で確認できること。
- ③電力使用量データがクラウドサーバへアップロードできる環境が整っていること。

また、SIIに提出された申請書類は返却しません。申請者は申請に際し、必ず申請書類をコピーし、控えておいてください。

2. 補助対象機器の購入、設置

申請者は補助対象機器に係るすべての費用の支払いが完了してから完了報告を行ってください。クレジット等で支払いを行っている場合は、次のいずれかの場合に完了報告を行うことができます。なお、住宅ローンの場合は支払い完了前でも報告可能です。

- ①包括クレジット(クレジットカード等)の場合・・・クレジット会社等に支払いが完了していること。
- ②個別クレジットの場合・・・別途SIIが定める条件を満たしていること。(条件についてはホームページ等を参照)

3. 交付決定前の補助対象機器の契約または購入、設置の禁止

交付決定通知書を受領する前に契約または購入、設置が行われた機器は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。

4. 重複申請の禁止

申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請をすることができません。

- ①申請者本人がすでに本補助金の交付を受けている場合。
- ②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。

5. 申請の無効

申請者は、SIIに提出いただく申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項およびその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認された場合、SIIはただちに当該申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。

6. 債権譲渡の禁止

申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するSIIに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

7. 取得財産の管理

申請者は、補助金交付後5年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。取得財産等を処分することにより申請者に収入がある、または収入があると認められるときは、申請者はその収入の一部または全部をSIIに納付するものとします。

8. 申請代行者による申請手続き

申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者(以下「申請代行者」という。))は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

9. 申請の変更および取り下げ

申請者は、書類の提出から補助金の交付を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容に変更が生じた場合または交付申請を取り下げる場合は、速やかにSIIに連絡し、その指示に従わなければなりません。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことによりSIIによる申請に係る審査ができない場合、SIIは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。

申請された内容の変更、申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、SIIの故意または重過失に起因する場合を除き、SIIは申請者に対して一切の責任を負いません。

10. 申請情報の訂正

SIIは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「SIIによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。SIIは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。

11. 調査等への協力

SIIは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して、必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置場所(住所)への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はSIIの求めに応じてこれらの調査等に協力しなければなりません。

また、申請者はSIIが認める場合を除き、自らの電力使用量に関する実績データ等を、補助対象機器を登録した機器製造事業者等またはクラウドサーバの管理事業者等を介して、SIIに提供しなければなりません。

12. 免責

SIIは、機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、SIIおよびSIIから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(SIIが定める郵送先に到着し、SIIによる引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、SIIはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

また住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったためにSIIからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も同様に、SIIは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。

13. 個人情報の管理

SIIは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。SIIは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でSIIが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。

14. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

15. 事業の内容変更、終了

SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更についてはSIIホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

様式3(完了): 補助金振込口座登録用紙

- 【入手方法】 ◆ SIIのホームページよりフォーマットをダウンロードしてください。
- 【注意事項】 ◆ **原本を提出**してください。コピーでは申請できません。
(日本工業規格A4の用紙に縦位置で出力したものを使用してください。)
- ◆ SIIが定めるフォーマット以外では申請できません。
- ◆ 申請者本人の口座を指定してください。

様式3
(完了)

完了報告用

HEMS

SII
使用欄
管理番号
事務局使用欄のため、
記入しないでください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)
補助金振込口座登録用紙

(太枠内は必須項目です)

記入日 **16** 平成 26 年 5 月 26 日

●申請者情報

申請者氏名	フリガナ シンセイ 氏	名 タロウ
	申請	太郎

●振込先情報

※「口座名義人」を記入する際には、必ず通帳に記載されているカタカナ表記部分の口座名義人をそのままご記入ください。
 なお、登録した振込口座の変更は原則として認められません。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード(数字4桁)	振込金融機関名	
	9 9 9 9	辺 武 洲 銀 行	
	支店コード(数字3桁)	支店名	
	9 9 9	江 根 留 義 支 店	
	預金種別	口座番号(右詰めでご記入ください)	
	1.普通(総合口座も含む)	2.当座	3.貯蓄
		9 8 7 6 5 4 3	
	口座名義人(カナ表記)		
	シンセイ タロウ		
	ゆうちょ銀行		口座名義人(カナ表記)
	1 0		1

●口座名義人(カナ表記)の記入上のご注意 ※例/口座名義人「管理 省吾」(カンリ ショウゴ)と記入する場合

- ①名字と名前の間にスペースを1マス空けてください。
 カンリ ショウゴ
- ②濁音、半濁音は1文字として記入してください。
 カンリ ショウゴ
- ③小文字は大文字で記入してください。
 カンリ ショウゴ

※口座名義人と申請者本人が一致しているかをご確認ください。

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。
 書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。
 (備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

3/9

H
E
M
S

- 16 この用紙を作成した日を記入

【申請者情報】

- 17 申請者の氏名を記入

※ 他の書類と同じ字体(旧字・略字など)で記入してください。

【振込先情報】

- 18 補助金の振込先となる金融機関の情報を記入

● ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の金融機関では、記入する箇所が異なります。

※ 「様式9:通帳・口座証明書」(⇒P.20)を見ながら記入してください。


特に口座名義人を記入する際には、必ず「様式9:通帳・口座証明書」に記載されているカタカナ表記部分の口座名義人をそのまま記入してください。

【振込口座を登録する上での注意】

- 振込可能な口座であることを事前に確認してください。
- 「様式9:通帳・口座証明書」(⇒P.20)を参照し、間違いの無いようにもれなく記入してください。
- 原則として、申請者本人の口座を指定してください。
やむを得ない理由で申請者本人の口座を指定できない場合は、二親等以内の家族を補助金の受取人として指定することが可能です。その場合は、「様式3(完了):補助金振込口座登録用紙」と併せて、下記4点を明記した書類(A4サイズの自由書式)を提出してください。

1. 書類を作成した日付
2. 支払先を二親等以内の家族に指定する旨
3. 申請者氏名の自署及び捺印
4. 口座名義人の氏名及び申請者との続柄

【二親等以内の家族を補助金の受取人とする場合の書類(イメージ)】

平成26年5月1日
HEMS機器導入支援事業の補助金を 下記受取人へ送金ください。
受取人: 申請 省一(申請者との続柄:長男)
申請者: 申請 太郎 

**販売・設置事業者から
入手しなければならない書類**

様式4(完了): 販売・設置完了証明書

- 補助対象機器が設置されたことを補助対象機器の販売・設置事業者が証明するための書類です。販売・設置事業者は、補助対象機器の設置完了後に申請者へ提出してください。

【入手方法】 ◆ SIIのホームページよりフォーマットをダウンロードしてください。

【注意事項】 ◆ **原本を提出**してください。コピーでは申請できません。
(日本工業規格A4の用紙に縦位置で出力したものを使用してください。)
◆ SIIが定めるフォーマット以外では申請できません。
◆ 販売を行った事業者と設置を行った事業者が異なる場合は、原則的に販売を行った事業者が補助対象機器の設置についても責任を持ち、書類を作成してください。

完了報告用		HEMS		SII 使用欄	管理番号 事務局使用欄のため、 記入しないでください。	様式4 (完了)
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)						
販売・設置完了証明書						
下記の通り、HEMS機器の導入工事が完了し、補助対象要件に定める動作確認を完了したことを証明致します。						
記 1 平成 26 年 5 月 24 日						
●販売・設置事業者情報 2						
事業者名	株式会社環境共創へムス				<small>事業者印(社名が確認できるもの)</small> 	
支店・部署名	東京支店					
所在地	〒 100 - XXXX 東京都中央区銀座99-99-99					
担当者氏名	販売 花子	連絡先	携帯番号 () -	電話番号 (XX) XXXX - XXXX		
●申請者情報						
申請者氏名	フリガナ シンセイ 名 タロウ	申請 太郎				
HEMS機器 設置場所住所	フリガナ 〒 100 - XXXX	東京都 中央区 銀座11-22-33				
●設置機器情報						
設置完了日	平成 26 年 5 月 15 日					
HEMS機器型番	HEMS-25					
●併設機器情報						
併設機器情報	<small>機器設置場所に併設されている(同時設置も含む)副エネ・蓄エネ設備にチェックを入れて下さい(複数選択可)</small> <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池システム <input type="checkbox"/> 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV) <input type="checkbox"/> ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等) <input checked="" type="checkbox"/> 蓄熱式給湯器(エコキュート等) <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他 ()					
申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元大切に保管してください。 <small>※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。 書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。 (備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。</small>						
Ver 1.00						

【発行する上での注意】

- 補助対象機器の販売・設置を行った事業者が、補助対象機器の設置及び補助対象要件に定める動作の確認完了後に発行する書類です。
- 必ず黒のボールペン(消せないもの)で記入してください。
- オレンジ色の太線は必須項目です。すべて記入してください。

1 この証明書を作成した日を記入

【販売・設置事業者情報】

- 2** 補助対象機器を販売・設置した事業者について、事業者の名称、支店名・部署名、所在地および担当者の氏名、電話番号を記入し、捺印
- 電話番号は、携帯電話／固定電話のいずれかの記入で構いません。
 - 支店名・部署名がない場合は、[販売設置事業者 支店・部署名]欄は記入不要です。
- ※ 事業者名が確認できる印を捺してください。個人印では申請できません。
- ※ 販売を行った事業者と設置を行った事業者が異なる場合は、販売を行った事業者の情報を記入してください。
(原則的に販売を行った事業者が補助対象機器の設置についても責任を持ち、他の項目を含め書類を作成してください。)

【申請者情報】

3 申請者の氏名を記入

4 補助対象機器を設置した住宅の住所を記入

- 省略せずに記入してください。共同住宅の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。

【設置機器情報】

5 設置が完了した日及び設置した補助対象機器の型番を記入

- 原則的に交付申請時の機器型番となります。

【併設機器情報】

6 **5** の機器と併せて設置されている(HEMSと同時に導入した設備も含みます)創エネ・蓄エネ設備にチェック

- 複数の設備が導入されている場合は、該当するすべてにチェックしてください。
- [その他]にチェックした場合は、()内に設備の種類を記入してください。
- HEMS機器以外の設備を導入していない場合は、[特になし]にチェックしてください。

**その他、申請にあたり
添付しなければならない書類**

様式5: 住民票

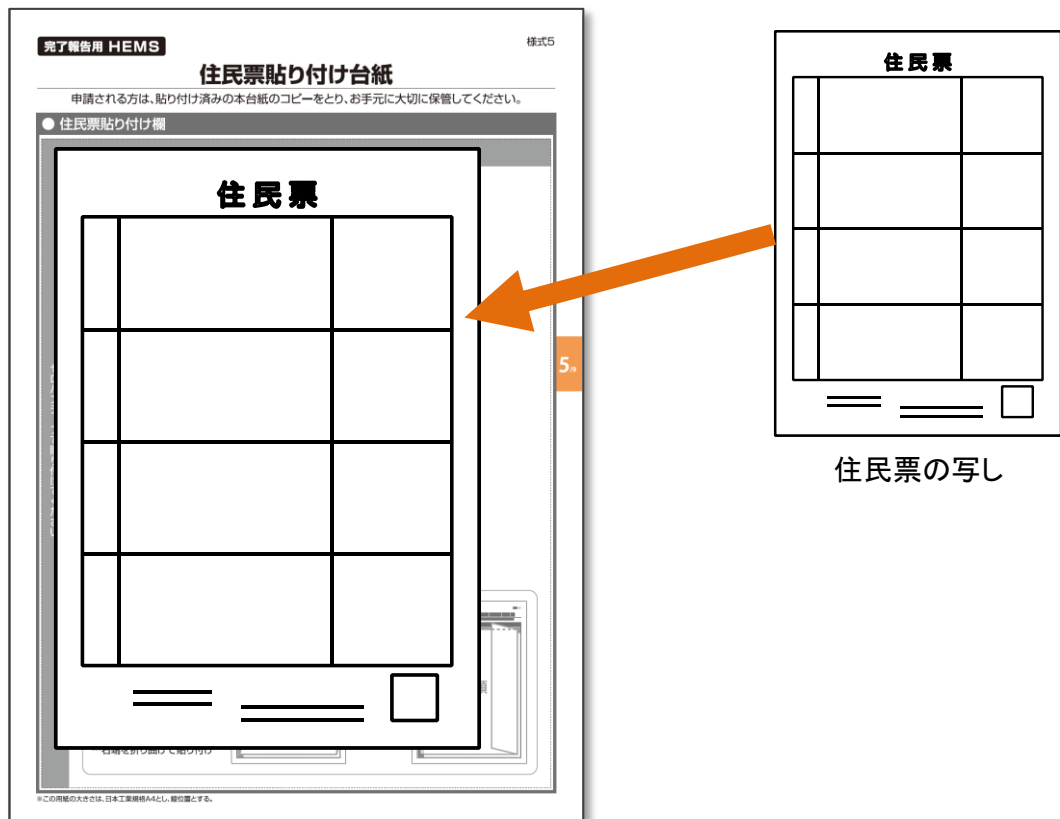
- 申請者が補助対象機器を設置した場所に居住していることを証明する書類です。

【入手方法】 ◆ 機器設置場所住所の所在する市区町村の役所・役場等で発行を受けてください。
(発行にかかる費用は市区町村により異なります。)

【確認内容】 ◆ 申請者の氏名
◆ 補助対象機器を設置した住宅の住所
◆ 発行日(書類提出の直近3ヶ月以内に発行されたものであること)

【注意事項】 ◆ **指定の台紙に発行された住民票を貼り、提出してください。**

【貼付イメージ】 ◆ 台紙はSIIのホームページよりダウンロードしてください。
◆ 縦長の添付書類は縦向きに、横長の添付書類は横向きに貼り付けてください。
◆ 貼り付け欄より添付書類が大きい場合、縦長の添付書類は下端を、横長の添付書類は右端を折り曲げて貼り付けてください。



【同一住所で複数の申請を行う場合】

二世帯住宅等、同一住所で複数の申請をする場合、電灯契約が分かれているならば、同一住所であっても申請を行うことが可能です。

その場合は、電灯契約が分かれていることを証明する書類(電力会社が発行した電気料金明細書等)を他の書類一式と併せて提出してください。

※ 一世帯で複数の申請をすることはできませんので、ご注意ください。

※ また、電灯契約が分かれていても、1人で複数の申請をすることはできません。

様式6: HEMS機器出荷証明書

- 機器製造事業者が機器の購入者(申請者)に対して発行する、HEMS機器を出荷したことを証明する書類です。

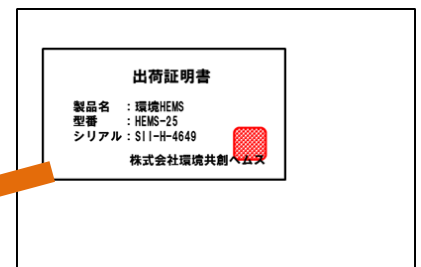
- 【入手方法】** ◆ 設置された補助対象機器に添付されています。
- 【確認内容】** ◆ 機器製造事業者名(製品メーカー名)
◆ 設置する補助対象機器の型番(SIIの登録型番)
◆ 設置する補助対象機器の製造番号(シリアル番号)
◆ 手書きではなく出荷した製造メーカーにて印字されたもの
- 【注意事項】** ◆ **指定の台紙にコピーを貼り、提出**してください。原本を提出されても返却できません。(コピーは、内容がはっきりと読みとれるようにしてください。)
- 【貼付イメージ】** ◆ 台紙はSIIのホームページよりダウンロードしてください。
◆ 縦長の添付書類は縦向きに、横長の添付書類は横向きに貼り付けてください。
◆ 貼り付け欄より添付書類が大きい場合、縦長の添付書類は下端を、横長の添付書類は右端を折り曲げて貼り付けてください。

The diagram shows a large document titled "完了報告用 HEMS" with a section for "HEMS機器 出荷証明書(コピー)貼り付け台紙". Inside this section is a smaller box labeled "出荷証明書" containing the following information:

製品名 : 環境HEMS
型番 : HEMS-25
シリアル : SII-H-4649
株式会社環境共創へ

Below the certificate is a "【貼り付け方法】" (Attachment Method) section with illustrations showing how to place vertical and horizontal documents. Vertical documents are placed vertically, and horizontal documents are placed horizontally, with larger ones being folded at the bottom or right side.

An orange arrow points from a separate "出荷証明書のコピー" (Copy of Shipping Certificate) to the designated area on the main form.



出荷証明書のコピー

様式7: HEMS機器購入証明書

- 申請者が補助対象機器を購入したこと及び購入金額を証明する領収書です。

- 【入手方法】 ◆ 購入・設置代金の支払い時に販売・設置事業者より入手してください。
- 【確認内容】 ◆ 発行日
◆ 補助対象費用(HEMS機器代金)(税抜費用)
◆ 発行事業者名・印
◆ 機器の型番
◆ 購入者名(申請者)
◆ 収入印紙または印紙税を納付していることがわかる記載
◆ 購入日
- 【注意事項】 ◆ **指定の台紙にコピーを貼り、提出**してください。原本を提出されても返却できません。(コピーは、内容がはっきりと読みとれるようにしてください。)
◆ 購入者を特定できない宛名(「上様」や「空欄」など)では申請できません。
◆ 購入日が「交付決定通知の発行日」及び「SIIに機器を登録した日」以降であることを確認してください。
◆ 領収金額に補助対象外の費用が含まれる等の理由で、「HEMS機器型番」及び「補助対象費用(税抜)」が確認できない場合は、但し書きに「HEMS機器型番」及び「補助対象費用(税抜)」を明記したものを提出してください。(内訳書等の提出では申請できません。)
◆ 印紙不要の場合は、理由を台紙下部の余白に明記してください。
◆ SIIに登録済みの型番ではないもの(構成機器型番など)では申請できません。

【イメージ】

【領収書のタイプ① 機器費用のみの領収書】

〇〇様	領収書	〇月〇日
¥ 129,600- (税込)		印紙
但し HEMS機器費(SII-99) ¥120,000(税抜)の代金として		
株式会社〇〇		社印

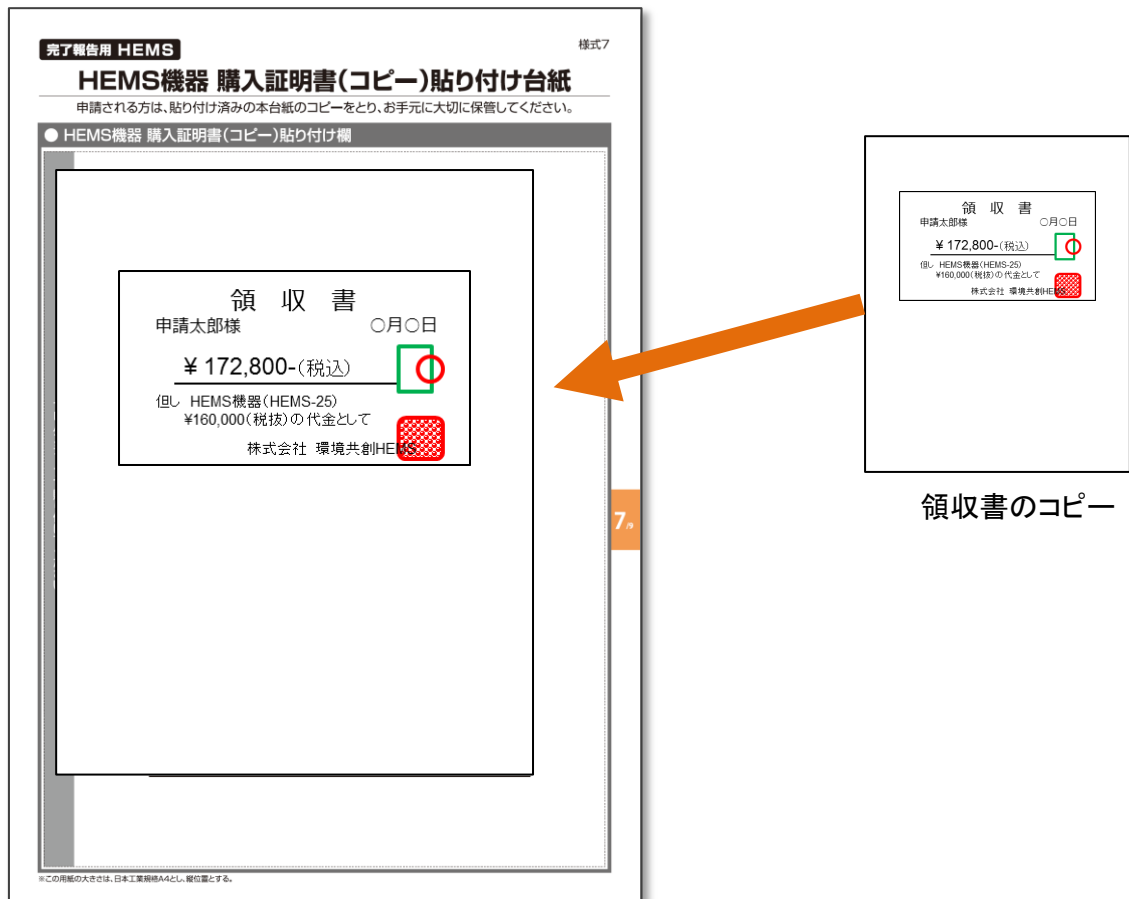
【領収書のタイプ② 機器費用以外も含む領収書】

〇〇様	領収書	〇月〇日
¥ 000,000- (税込)		印紙
但し HEMS機器費(SII-99)の 代金¥120,000(税抜)を含む		
株式会社〇〇		社印



購入証明書の不備が大変多くなっております。
本事業では購入証明書の内訳として内訳書、契約書等の添付は認めておりません。
上記【確認事項】および【注意事項】の内容が、すべて領収書に記載されているかを必ずご確認ください。

【貼付イメージ】 ◆ 台紙はSIIのホームページよりダウンロードしてください。



【補助対象費用の支払い方法がクレジット・ローン等の場合】

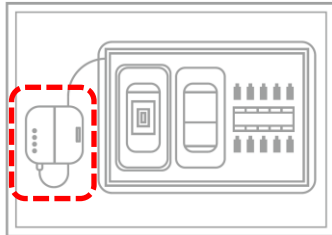
補助対象費用の支払い方法が包括クレジット(クレジットカード等)の場合は、クレジット会社等に補助対象費用の支払いが完了していることが必要です。ただし、住宅ローンの場合は、支払い完了前であっても申請することができます。個別クレジットの場合は、別途SIIが定める条件を満たすことが必要です。詳しくはSIIのホームページをご確認ください。

様式8: HEMS機器設置完了 兼 使用確認用写真

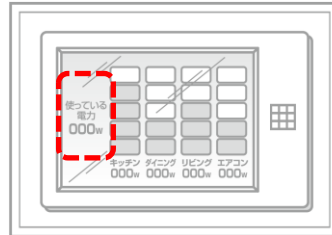
● 補助対象機器が設置され、使用されていることを証明する写真です。

- 【入手方法】 ◆ 下記確認内容の①②の写真をそれぞれ1枚以上撮影してください。
- 【確認内容】 ◆ 補助対象機器の主要な機器の設置が完了していることが確認できる写真であること(①)
◆ 補助対象機器が使用されていることがわかり、住宅全体の電力使用量が表示されているモニターの写真であること(②)

【①の写真イメージ】

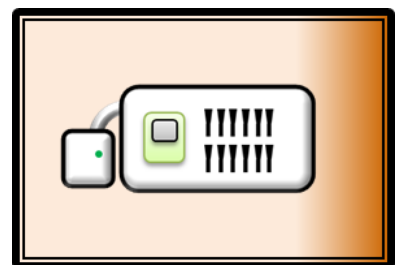
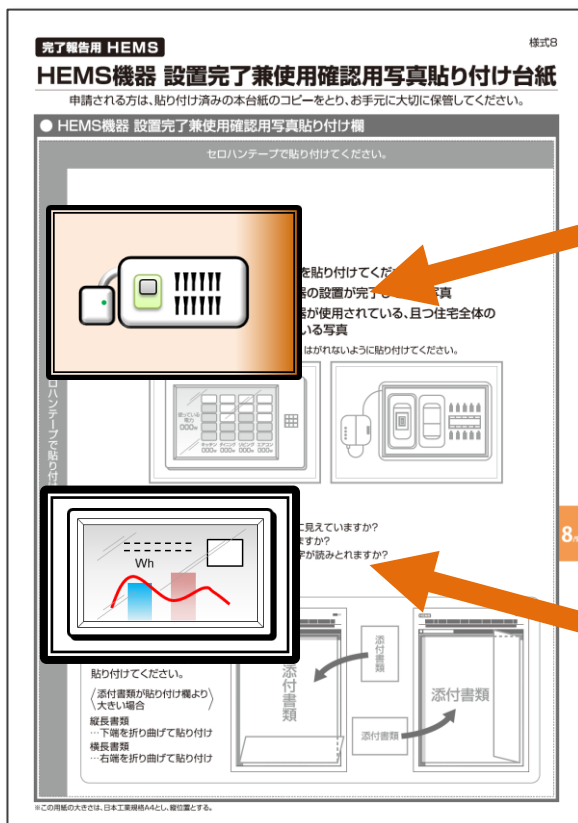


【②の写真イメージ】

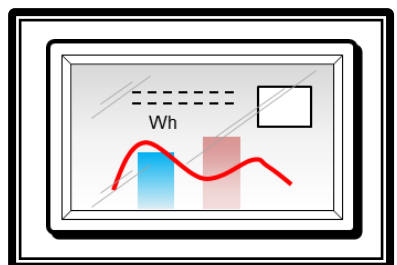


- 【注意事項】 ◆ 指定の台紙に写真を貼り、提出してください。
- ◆ カラー写真を提出してください。
(コピー等では必要な項目の確認ができず、不備になることがあります。)
- ◆ 以下のような写真は受け付けられません。
- ▽ ぼやけている
 - ▽ 機器の一部しか写っていない
 - ▽ 距離が遠く、補助対象機器がはっきりと確認できない

【貼付イメージ】 ◆ 台紙はSIIのホームページよりダウンロードしてください。



機器設置写真



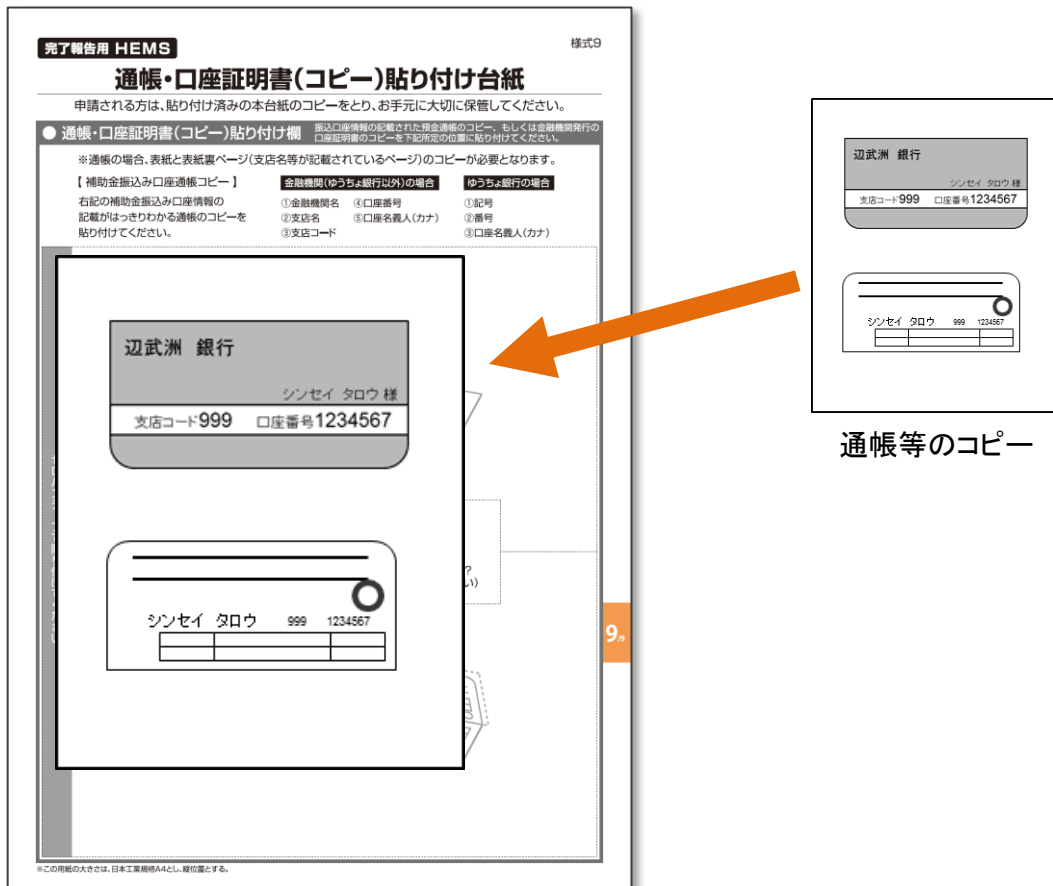
電力計測画面写真

様式9: 通帳・口座証明書

● 補助金の振込先として指定する金融機関の口座の存在を証明する書類です。

- 【入手方法】 ◆ 金融機関が発行し、通常使用している金融機関の預金等の通帳です。
- 【確認内容】 ◆ 口座名義人
◆ 口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号・番号)
◆ 金融機関名・金融機関コード(ゆうちょ銀行の場合不要)
◆ 支店名・支店コード(ゆうちょ銀行の場合不要)
- 【注意事項】 ◆ **指定の台紙にコピーを貼り、提出**してください。原本を提出されても返却できません。(コピーは、内容がはっきりと読みとれるようにしてください。)
◆ 通帳の場合、「表紙」及び「表紙裏」(支店名等が記載されているページ)のコピーを提出してください。(「表紙」及び「表紙裏」で上記確認内容が確認できない場合は、該当する面のコピーを提出してください。)
◆ WEB口座等で通帳がない場合は、上記【確認内容】の4点が確認できるキャッシュカードのコピーまたは金融機関発行の口座証明書のコピーを提出してください。(キャッシュカードのコピーは文字が潰れやすいのでご注意ください。)

【貼付イメージ】 ◆ 台紙はSIIのホームページよりダウンロードしてください。



完了報告書類の提出

◆ 提出前の再確認

完了報告書類チェックリスト

完了報告書類を準備できたら、下記のチェックリストを活用し、すべての書類が揃っていることを再度ご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	完了報告書類	詳細
申請者(申請代行者)において作成しなければならない書類		
<input type="checkbox"/>	様式1(完了): 補助事業完了報告書 兼 取得財産等明細表	P.3
<input type="checkbox"/>	様式2(完了): 補助事業の完了報告に関する同意書	P.5
<input type="checkbox"/>	様式3(完了): 補助金振込口座登録用紙	P.7
販売・設置事業者から入手しなければならない書類		
<input type="checkbox"/>	様式4(完了): 販売・設置完了証明書	P.11
その他、申請にあたり添付しなければならない書類		
<input type="checkbox"/>	様式5: 住民票	P.15
<input type="checkbox"/>	様式6: HEMS機器出荷証明書	P.16
<input type="checkbox"/>	様式7: HEMS機器購入証明書	P.17
<input type="checkbox"/>	様式8: HEMS機器設置完了 兼 使用確認用写真	P.19
<input type="checkbox"/>	様式9: 通帳・口座証明書	P.20

※ 様式5～9の台紙に各書類についてのチェック項目が記載されていますので、そちらもご活用ください。

提出に関する注意事項

- 申請内容が応募要領に従っていない場合や完了報告書類に重度の不備がある場合は、受理しません。(その場合、提出された完了報告書類をすべて申請者へ返却します。)
- 受理した完了報告書類は返却しません。
審査及び利用状況の報告において、申請者に対しSIIより内容を確認する場合がありますので、**必ず完了報告書類一式をコピーし、保管**してください。
なお、「様式1(完了): 補助事業完了報告書 兼 取得財産等明細表」については、取得した財産を適切に管理する観点から本事業ではその写しを**取得財産等管理台帳として取り扱うため、必ず保管**してください。
- SIIが求める場合を除き、完了報告書類の差し替えについて応じることはできません。

◆完了報告書類の提出

完了報告書類は、下記の宛先に郵送で提出してください。
(下記郵送先への持参による提出では申請できません。)

郵送先

〒100-8691

銀座郵便局 私書箱96号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(HEMS機器導入支援事業) 申請受付係

(交付申請書類の郵送先と同じです。)

郵送する際の注意事項

- 完了報告書類は折り曲げ厳禁です。
- 送付する封筒には必ず差出人の住所・氏名を記入してください。
また、表面に赤字で「申請書在中」と記入してください。
- 必ず郵便にて送付してください。メール便・宅配便等による送付はできません。
- 郵送料は申請者の負担となります。書類の量により郵送料が変わりますので、
料金不足で不着とならないよう郵便窓口からの郵送をお勧めします。
(2014年4月1日(火)より、郵便料金が変わりますのでご注意ください。)
- SIIから申請者に対し、完了報告書類を受け取った旨の連絡はしませんので、
到着確認を行いたい場合は、配送状況や到着の確認ができる書留やレターパックなどをご利用ください。
- 申請代行等で複数の申請書類を提出する場合でも、1申請につき1封筒での提出としてください。

SIIホームページ

<http://sii.or.jp/>

問い合わせ先

**一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)
審査第三グループ HEMS補助金申請担当**

TEL: 03-5565-4961

(受付時間 = 平日 10:00~12:00 および 13:00~17:00)

※ 通話料がかかりますのでご注意ください。